行政・法律合同相談会を開催します！

お困りごとを解決するために、行政相談員・法律相談員に相談してみませんか？

相談は無料です。秘密は厳守されます。

と　　き　：　令和４年７月１５日（金）
時　　間　：　午前１０時～午後３時
場　　所　：　坂本支所仮設庁舎　　会議室
行政相談　：　委員　森上　幸久　氏
　　総務省　熊本行政評価事務所職員
法律相談　：　熊本県弁護士会会員

《問い合わせ》
地域振興課　市民サービス係　☎４５－２２１２

★☆★市税等の納期について★☆★

８月１日（月）納期限のものは

- ☑固定資産税　２期
- ☑国民健康保険税　４期
- ☑介護保険料　４期
- ☑後期高齢者医療保険料　１期
- ☑簡易水道使用料７月分〈６月使用分〉で

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。

《問い合わせ》
地域振興課　市民サービス係　☎４５－２２１２

地域おこし協力隊 ほのかの　活動報告♪

初心者マーク付き軽トラで坂本町をうろついている松田です。

西部にて、袈裟堂から山に入ると妙見宮に行けると伺い、お休みの日に行ってきました。下上宮は少し開けたところにある立派なお堂で、とても美しかったです。その後は上宮跡、中宮、妙見宮と回りました。上宮跡手前までが坂本町のようです。

坂本町は山や河川のおかげかとても涼しく、また景色が良いので歩いていて楽しいです。鮎帰や深水は川が身近で、階段を下りて川を覗くと、水がキラキラして色々な生き物がいて、本当に飽きません。ますます坂本町が好きになる日々です。

〜田植えin日光棚田〜

６月９日（木）鮎帰の日光棚田において、田植えが行われました。地元の方や八代市街地からの方、取材の方など約４０名が参加し、代掻き・地ならしと田植えが同時進行で行われました。

参加者は、横一列に並んで、１本１本丁寧に苗を植えていました。

田植えが終わった後は鮎帰地域振興会女性部による豚汁とおにぎりが振舞われ、終始にぎやかに会話を弾ませ、笑顔あふれる一日となりました。

「災害復興住宅融資相談会」のお知らせ

住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）では、自然災害で被害を受けた住宅を復旧するための「災害復興住宅融資」の相談会を開催しています。**ご高齢の方が利用できるメニューもありますので、住宅の復旧（建設・購入・補修）をご検討の方は、是非一度ご相談ください。**

ご予約いただいた方を優先させていただきます。

◎相談会予約連絡先：０９６－２４１－６１８０（平日　９：００～１７：００）

なお、完全予約制ではありませんので、予約なしでのご相談も受け付けますが、お待ちいただく場合があります。

また、八代市においては、熊本県建築士会八代支部相談会でも住宅金融支援機構職員による相談対応を行っていますので、是非ご来場ください。

■災害復興住宅融資　相談会等スケジュール（７月）

開催場所等	開催日	開催時間
熊本県建築士会八代支部相談会（八代市地域支え合いセンター）	７月　３日（日）	１３時～１６時
定期相談会（八代市地域支え合いセンター）	７月１３日（水）	１０時～１６時
熊本県建築士会八代支部相談会（八代市地域支え合いセンター）	７月１７日（日）	１３時～１６時
定期相談会（八代市地域支え合いセンター）	７月２７日（水）	１０時～１６時

《問い合わせ》住宅金融支援機構熊本復興支援グループ　髙木、林田　☎０９６－２４１－６１８０

八竜小学校で交通教室が開催されました

６月１０日（金）、八竜小学校において、八代警察署交通安全教育指導員、八代警察署坂本駐在所・川岳駐在所、市交通指導員会坂本支部の方々の指導のもと、交通教室が実施されました。

１～３年生は、体育館で安全な歩き方の講話を聞いたあと、運動場に再現した道路や横断歩道を使って、安全なバスの乗り降りや歩き方を学んだり、バスの内輪差について確認を行いました。

また、４～６年生は、体育館で安全な自転車の乗り方、交通ルール、危険予測に関する講話等を聞いた後、運動場に出て、自転車に乗る前の点検や正しい乗り方などの指導を受け、実際に信号機や標識を用いて自転車の運転を体験しました。

豪雨災害復興祈願　第３６回坂本ふるさとまつり開催決定

６月１４日（火）に坂本ふるさとまつり運営委員会が開催され、本年の坂本ふるさとまつりの開催が決定しました。

期　日：令和４年１１月１３日（日）　・　会　場：広域交流センターさかもと館周辺

※新型コロナウイルス感染症の影響により変更される場合もあります

八代市坂本町水災補償加入促進補助金を交付します

球磨川流域市町村が推進する「球磨川水系流域治水プロジェクト」が完了するまでの間、もし水害が起きた場合でも、住まいなどの”財産を守る”一助となるように、坂本町内における対象地区の建物で水災補償付き火災保険などや家財保険に加入されている方に対し補助を行います。

○補助対象エリア……下記地区内で、**「輪中堤・宅地かさ上げ」対象の住宅等**

古田　下今泉　上今泉　小川　段　横石　原女木　深水川口　生名子　瀬高　下代瀬　中谷川口
小崎辻　坊ノ木場　下片岩　油谷　坂本　松崎　合志野　荒瀬　藤本　大門　下葉木　上葉木
下鎌瀬　三坂　中津道　瀬戸石　西鎌瀬　破木　与奈久

○補助対象者……**保険の契約者**
○補助対象物件……**住宅、事業所、公民館などの地域の施設**
○補助金額……**①水災補償付き火災保険（共済）、水災補償を含む総合保険**に加入の場合

保険料（年額）　÷　5　　≪上限　1万円　，100円未満切り捨て≫

②家財保険に加入の場合

保険料（年額）　　≪上限　5千円　，100円未満切り捨て≫

※複数年契約の場合は、保険料の総額を契約年数で割って算出した１年分の保険料が対象です。
※火災保険等と家財保険の両方加入されている場合は、上限額は、１万５千円です。

○申請に必要なもの…**保険内容のわかるもの**（例　保険証券）の写し、**印鑑、振り込み希望する通帳**
支払った保険料額がわかるもの（例　領収証、引き落とし通帳）の写し

※申請は年度内に１回、坂本支所地域振興課または復興整備課で随時受け付けます。毎年度末日（3/31）締切